

生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）の 軽微な変更について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の規定により、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）の軽微な変更については、協議会の開催要件が緩和されている。

2 内容

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合で、以下のいずれをも満たす軽微な変更の場合については、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10%以内又は 1 回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の 10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程の 10%以内の増減
- ・ 各補助対象事業者に係る内定額の総額の 10%以内の増減

ただし、当該変更後の生活交通確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。